

船舶又は航空機と陸地との交通（船陸交通）をする皆様へ

平成 20 年 2 月 19 日
横 浜 税 関

平成 20 年 3 月 1 日以降、関税法第 24 条（船舶又は航空機と陸地との交通等）による一定期間内の交通に係る一括許可に対して、条件が付されます。

1. 背景

平成 13 年の米国同時多発テロの発生以降、世界的に水際におけるセキュリティ確保の重要性が高まっています。近年、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の乱用や銃器犯罪が極めて大きな社会問題となっており、税関の水際取締りの強化に対する社会的要請が高まっております。そこで、船陸交通の一括許可に対して、下記の通り条件を付加することにより、更なる水際取締りの強化を図ることとしたものです。

2. 船陸交通の一括許可に対して付する条件

平成 19 年 6 月に改正された関税法施行令第 22 条の 2 第 3 項（貨物の受受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等）の規定により、**別添**に掲げる条件を付加します。

3. 「付加する条件」の補則

- (1) 「付する条件」については平成 20 年 2 月 29 日までに船陸交通に係る一括許可を受けている者に対しても、同年 3 月 1 日以降、適用されます。
- (2) 条件 (1) に「海港において、関税法第 24 条第 2 項の許可を受けた者が、本邦と外国との間を往来する船舶への交通を行う際には、持ち込む物品の品名・数量等をあらかじめ税関に報告すること。」と条件が付されておりますが、税関への報告は、持ち込む物品が船用品の場合には、**税関様式 C 第 2160 号（内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書）**等を使用し、また、その他の物品の場合には、横浜税関所定の**持込申告書**を使用し報告して下さい。
- (3) 条件 (3) イ. に「許可の期間内に 1 回以上の確認を受けるものとし、許可をした税関が指定する時期に報告し、税関の確認を受けること。」と条件が付されておりますが、横浜税関が指定する時期及び報告

方法は次のとおりとします。

許可後1年が経過した時点で、その後2ヶ月以内に「**船陸交通許可証の管理状況等（報告）**」（別添の別紙）により、許可証交付窓口に報告書を提出して下さい。

上記のほかにも、税関が必要と認めた時は、報告書の提出を求めますので、当該指示に従って報告書を提出して下さい。

4. その他

- (1) 平成20年3月1日以降の新規許可又は更新における許可期間は、新規申請者と更新申請者ともに3年間となります。
- (2) その他、ご不明な点は許可証交付窓口までお尋ね下さい。

【許可証交付窓口 横浜税関監視部 総括許可部門】
(TEL) 045-212-6070